

# 世田谷区交通安全対策連絡会（第27回）

## 次 第

日時：令和5年4月28日（金）

13時30分～15時00分

場所：二子玉川分庁舎大会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 題

(1) 清掃・リサイクル事業について 【清掃・リサイクル部事業課】

(2) 視覚障害者用音響式信号機の設置状況について  
【都市整備政策部都市デザイン課】

(3) 区内の交通環境・設備等の整備・改善について  
【土木部工事第一課、工事第二課】

(4) 自転車ナビマーク・ナビライン整備箇所における維持管理の取組みについて  
【土木部交通安全自転車課】

(5) 交通安全区民のつどいについて 【同上】

(6) その他 【同上】

### 3. 閉 会

#### 【配布資料】

- 資料1 世田谷区交通安全対策連絡会設置要綱
- 資料2 世田谷区交通安全対策連絡会名簿
- 資料3 清掃・リサイクル事業について
- 資料4 視覚障害者用音響式信号機の設置状況について
- 資料5 区内の交通環境・設備等の整備・改善について
- 資料6 自転車通行空間整備箇所図及び自転車ナビマーク・ナビライン  
整備箇所における維持管理の取組みについて
- 資料7 交通安全区民のつどいについて

**改正**

平成28年3月30日27世交自第361号

平成30年4月1日30世交自第27号

令和2年4月1日2世交自第23号

令和4年9月1日4世交自第134号

世田谷区交通安全対策連絡会設置要綱

(設置)

**第1条** 区民等の交通安全対策等に関して、区内警察署及び世田谷区が緊密な連携を図るため、世田谷区交通安全対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(協議事項)

**第2条** 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 区民等に対する交通安全対策を継続的に検討する事項について。ただし、通学路等の安全点検等に関する事項は除く。
- (2) その他、合同で交通安全の課題に取り組む事項に関すること

(組織及び構成)

**第3条** 連絡会は、次の委員で構成する。

- (1) 世田谷警察署交通課長
- (2) 北沢警察署交通課長
- (3) 玉川警察署交通課長
- (4) 成城警察署交通課長
- (5) 土木部土木計画調整課長
- (6) 土木部工事第一課長
- (7) 土木部工事第二課長
- (8) 土木部交通安全自転車課長

(座長)

**第4条** 座長は、土木部交通安全自転車課長とする。

(連絡会の運営)

**第5条** 連絡会は座長が運営し、以下の場合に開催する。

- 2 連絡会の協議事項は、座長又は委員が提案する。
- 3 座長は、協議事項に関し、必要があると認めるときは、関係職員を連絡会に出席させることができる。

(担当者会)

**第6条** 連絡会の協議事項について調査、検討を行うため、連絡会の下に、担当者会を置く。

- 2 前項の会は、協議事項に関係のある担当係長等をもって構成する。ただし、必要と認めるときは、関係職員を参加させることができる。

(事務局)

**第7条** 連絡会の事務局は、土木部交通安全自転車課に置く。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は座長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成16年7月12日から施行する。

附 則 (平成20年2月13日19世交自第264号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日27世交自第361号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日30世交自第27号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日2世交自第23号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月1日4世交自第134号)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

# 世田谷区交通安全対策連絡会名簿

資料 2

委員（警察署・世田谷区）

令和5年4月

所 属	役 職	氏 名
世田谷警察署交通課	課長	沼尾 有紀子
北沢警察署交通課	課長	富田 幸男
玉川警察署交通課	課長	笠原 真
成城警察署交通課	課長代理	宮林 信一郎
土木部土木計画調整課	課長	春日谷 尚之
土木部工事第一課	課長	高橋 良忠
土木部工事第二課	課長	若松 武
土木部交通安全自転車課	課長	村田 義人

担当者（警察署）

世田谷警察署交通課交通総務係	係長	井戸川 愛理
世田谷警察署交通課交通規制係	係長	大木 清春
北沢警察署交通課交通総務係	係長	中西 肇
北沢警察署交通課交通規制係	係長	小峯 貴人
玉川警察署交通課交通総務係	係長	阿南 伸一
玉川警察署交通課交通規制係	係長	滝沢 智明
成城警察署交通課交通総務係	係長	大塚 知絵
成城警察署交通課交通規制係	係長	武田 亨

担当者（世田谷区）

土木部土木計画調整課土木計画担当	係長	伊原 智士
土木部工事第一課工務担当	係長	印宮 二郎
土木部工事第二課工務担当	係長	笹 秀一
土木部交通安全自転車課交通安全自転車担当	係長	大関 裕介
土木部交通安全自転車課交通安全自転車担当	係長	平倉 尋
土木部交通安全自転車課交通安全自転車担当		淵浪 のぞみ
土木部交通安全自転車課交通安全自転車担当		宮下 雅文

担当者（世田谷区）

清掃・リサイクル部事業課	課長	荒木 義昭
清掃・リサイクル部事業課事業担当	係長	矢口 祐子
清掃・リサイクル部事業課事業担当		小林 優斗
清掃・リサイクル部事業課事業担当		増田 拓也
都市整備政策部都市デザイン課都市デザイン企画調整担当	係長	新岡 理江

## 清掃・リサイクル事業について

## 1 通行禁止除外指定車両について

平成19年8月より、東京都道路交通規則の一部改正に伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の収集のために区市町村（区市町村から一般廃棄物の収集の委託を受けた者を含む。）が使用中の車両」は交通規制の対象から除かれました。

区が一般廃棄物を収集（含む委託）するための清掃車両及び資源回収車両の「指定禁止除外指定車」の標章申請は不要となっております。なお、持ち去り行為者と区別するため、古紙・ガラスびん・缶の回収車両には「♻️ 世田谷区リサイクル事業」等の表示（別紙参照）をしております。

## 2 資源持ち去り対策について

## (1) 資源持ち去りの経緯

平成12年 4月	東京都から清掃事業区移管、集積所での資源回収（古紙、缶、ガラスびん）開始当時から「新聞」の持ち去りが横行
平成15年12月	資源の持ち去り行為を禁止条例改正（全国初の罰則付き条例）
平成16年 3月	禁止命令に従わない者に「20万円以下の罰金」
平成30年 4月	持ち去り行為の常習者に「50万円以下の罰金」を科す条例改正及び同条例施行規則を改正し、持ち去り禁止品目に「ペットボトル」及び「不燃ごみとして排出される金属類」を追加

## (2) 行政指導・命令・告発の状況：累計

- ・警告書交付件数 1,822件
- ・禁止命令書交付件数 613件
- ・告発件数 61件

## (3) 近年の傾向

平成29年の中国における廃棄物の輸入規制措置により古紙の市況が悪化し、古紙の持ち去り行為者は減少し、特定の者による行為が横行しています。また、鉄鋼・非鉄金属の需要過多による市況価格高騰により、不燃ごみの持ち去り行為者が活発化し、区民からの苦情が増加傾向にあります。

金属類の持ち去り行為者は自転車や原動機付自転車を利用している場合があり、狭小路地への侵入が可能なため交通マナーに対する苦情も寄せられています（通学路・狭隘道路・住宅地を猛スピードで走行、一方通行を逆走、信号無視、一時停止無視、横断歩道への停車、通行妨害など）。

## (4) 令和5年度の取組み（予定）

- ・区内4警察署との連携を強化し、持ち去り行為者に厳しく対処していく。
- ・区職員パトロール実施など、不燃ごみの持ち去り対策を強化し、重点的な対応を継続していく。
- ・関係団体との連携による情報収集を強化する。

担当：清掃・リサイクル部事業課事業 矢口・増田・小林

電話 03-6304-3267

FAX 03-6304-3341

【資源（古紙・ガラスびん・缶）の回収車両】



【表示（マグネット）】



令和 5 年 4 月 2 8 日

世田谷区管内 各警察署 交通課長 様

世田谷区都市整備政策部都市デザイン課長  
青木 徹視覚障害者用音響式信号機の設置状況について  
(確認依頼)

日頃より世田谷区行政およびユニバーサルデザインの取り組みにご理解、ご協力いただきありがとうございます。

世田谷区では「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を平成 19 年に制定しました。ユニバーサルデザインの考え方は、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、すべての人が利用しやすい生活環境をつくっていくということです。その考えをもとに、まちの環境整備の推進をはかってきております。

つきましては、昨年度依頼しました現況調査資料に、ホームページで公開されている内容およびヒアリングで情報提供いただきました交差点を追加し、別紙のとおりまとめましたので、ご確認いただき、訂正や追加などありましたらご教示いただきますようお願い申し上げます。

なお、関係団体からの意見などを鑑み、その設置や運用を進めていただいていることと存じますが、今後も関係団体より世田谷区を通して、また直接に相談や要望がでてきた場合、社会情勢に照らして必要な対応につきましては、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## 1 確認依頼内容

別紙 「視覚障害者用音響式信号機設置状況 【現況調査資料】」

※空欄部分追記およびその他訂正・追加等ございましたらご記入いただき、下記担当までご連絡をお願いいたします。

## 2 提出期限

令和 5 年 6 月 2 日 (金)

## 【担当】

世田谷区役所 都市整備政策部 都市デザイン課  
都市デザイン企画調整担当 新岡

電話 : 03-6432-7152

ファクシミリ : 03-6432-7996

世田谷区内の視覚障害者用音響式信号機設置状況【現況調査資料】

調査：平成22(2010)年8月  
更新：令和5年4月

別紙

No.	警察署名	交差点・横断路名 ※・警視庁のリスト(H29年11月)には掲載なし 《 》は区で追記	決定番号 (警視庁)	住所	信号機 (有無)	横断路の 方向	音響作動時間		音響の作動方式		音響1 (有無)	音響2 (曲)	歩行者用 横断時間 表示(有 無)	エスコート ゾーンの有 無 (交差点の 箇所数)	備考
							開始	終了	自動	盲人用押 ボタン					
1	世田谷	三軒茶屋		世田谷区太子堂二丁目15番4号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	○	◆カラオケ・ビッグエコー前(世田谷通りから246号線)・エスコートゾーン2本 ◆H22.3.5・R246を横断する横断歩道及びエスコートゾーン新設・設置。ゆとり 信号(信号が変わるまでのLEDゲージ付)。押しボタンあり。 ◆H23.9.28音響追加・♪通リゃんせ・7:00~22:00。シグナルエイド、ユニエ コーカードに反応する。
2	世田谷	池尻		世田谷区池尻二丁目34番15号先											
3	世田谷	三宿町		世田谷区太子堂一丁目4番36号先											
4	世田谷	太子堂		世田谷区三軒茶屋一丁目41番11号先 岸ビル前	○	東西			×	○	○	♪カッコウ	×	○	信号機・音響設置時期不明。 H22.11.15エスコートゾーン設置確認
5	世田谷	上町駅前		世田谷区世田谷三丁目3番先	○	4方向	7:00	19:00	○	×	○	—	×	×	東西2か所：♪ピコンピコン 南北2か所：♪ビヨビヨ
6	世田谷	中里駅前		世田谷区上馬一丁目16番6号先	○										
7	世田谷	松陰神社入口		世田谷区若林三丁目17番1号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	2か所
8	世田谷	世田谷区役所入口		世田谷区世田谷四丁目5番2号先	○	3方向	7:00	22:00	×	○	○	—	×	×	20:00から変更 南北2か所：♪ビヨビヨ 東西1か所：♪ピコンピコン
9	世田谷	栄通り入口		世田谷区三軒茶屋一丁目32番11号先	○	東西	8:00	21:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	○	
10	世田谷	世田谷交番前		世田谷区世田谷四丁目7番10号先	○										
11	世田谷	下ノ谷		世田谷区太子堂二丁目24番6号先	○										
12	世田谷	駒沢中学校角		世田谷区駒沢二丁目43番11号先	○	南北	7:00	19:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	×	
13	世田谷	三軒茶屋第二		世田谷区太子堂四丁目1番1号先	○	南北	7:00	20:00	○	×	○	♪ビヨビヨ	○	○	信号・音響・歩行者用横断時間表示は、世田谷通り横断のみ。 H22.1.26エスコートゾーン設置・2方向
14	世田谷	三軒茶屋第三		世田谷区太子堂四丁目1番1号先	○	2方向	7:00	20:00	○	×	○	—	×	○	東西：♪カッコウ、南北：♪ビヨビヨ、 メガネスーパー前は音響なし H22.1~6 エスコートゾーン設置・3方向
15	世田谷	桜丘四丁目		世田谷区桜丘四丁目1番11号先	○	南北	8:00	17:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	×	
16	世田谷	世田谷警察署前		世田谷区上馬一丁目32番12号先	○										
17	世田谷	笹原小学校北		世田谷区桜丘二丁目25番12号先	○	4方向	7:00	20:00	×	○	○	—	×	○	南北2か所：♪通リゃんせ 東西2か所：♪故郷の空 H23.3エスコートゾーン設置・3方向(東、南、北)
18	世田谷	三軒茶屋一丁目		世田谷区三軒茶屋一丁目29番13号先	○										
19	世田谷	世田谷税務署前		世田谷区世田谷四丁目14番30号先	○	3方向	7:00	20:00	×	○	○	—	×	○	南北：♪ピコンピコン 東西2か所：♪ビヨビヨ H23.3エスコートゾーン設置・3方向(北、南、西)
20	世田谷	上町西		世田谷区世田谷一丁目25番13号先	○	2方向	7:00	20:00	×	(○)	×	—	×	×	押しボタンは有るが音は出ない。



世田谷区内の視覚障害者用音響式信号機設置状況【現況調査資料】

調査:平成22(2010)年8月  
更新:令和5年4月

別紙

No.	警察署名	交差点・横断路名 ※・警視庁のリスト(H29年11月)には掲載なし 《 》は区で追記	決定番号 (警視庁)	住所	信号機 (有無)	横断路の 方向	音響作動時間		音響の作動方式		音響1 (有無)	音響2 (曲)	歩行者用 横断時間 表示(有 無)	エスコート ゾーンの有 無 (交差点の 箇所数)	備考
							開始	終了	自動	盲人用押 ボタン					
21	世田谷	三軒茶屋二丁目		世田谷区上馬二丁目29番1号先	○										
22	世田谷	世田谷三丁目		世田谷区世田谷三丁目20番1号先	○	南北	8:00	20:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	○	H23.3エスコートゾーン設置・1方向(東)
23	世田谷	松丘小学校南		世田谷区弦巻四丁目28番14号先	○	東西	8:00	20:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	×	
24	世田谷	千歳船橋東		世田谷区経堂四丁目17番先	○	南北	7:00	0:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	×	要望により24時まで時間を延長。(H29)
25	世田谷	桜木中学校南		世田谷区世田谷二丁目20番8号先											
1	北沢	松原六丁目	326-004	世田谷区松原六丁目35番2号先	○	南北	7:00	22:00	×	○	○	♪ピヨピヨ	×	○	障害者団体の要望により、22.4.22から作動時間を延長。エスコートゾーン1方向。
2	北沢	代沢十字路	326-010	世田谷区代沢四丁目4番3号先	○	東西南北	7:00	21:00	×	○	○	-	○	×	東西:♪ピヨピヨ 南北:♪カッコウ
3	北沢	光明養護学校前	326-016	世田谷区松原六丁目4番2号先	○	南北	7:00	22:00	×	○	○	♪ピコンピコン(電子音)	×	×	障害者団体の要望により、22.4.22から作動時間を延長。エスコートゾーン2方向。
4	北沢	梅丘二丁目	326-34	世田谷区梅丘一丁目62番16号先	○	東西南北	7:00	20:00	×	○	○	♪ピヨピヨ	×	○	エスコートゾーン2方向。
5	北沢	梅ヶ丘駅入口西	326-57	世田谷区梅丘一丁目35番1号先	○	東西	7:00	22:00	×	○	○	♪ピヨピヨ	×	○	障害者団体の要望により、22.4.22から作動時間を延長。エスコートゾーン2方向。
6	北沢	都立梅ヶ丘病院前	326-071	世田谷区松原六丁目39番11号先	○	南北	7:00	22:00	×	○	○	♪ピヨピヨ	×	○	障害者団体の要望により、22.4.22から作動時間を延長。エスコートゾーン南北方向。
7	北沢	経堂五丁目北	326-98	世田谷区経堂四丁目32番11号先	○	東西南北	7:00	21:00	×	○	○	♪ピヨピヨ	×	○	東西:♪ピヨピヨ 南北:♪カッコウ エスコートゾーン2方向。
8	北沢	梅ヶ丘駅西	326-101	世田谷区梅丘一丁目24番14号先	○	東西	7:00	20:00	×	○	○	♪ピヨピヨ	×	×	
9	北沢	経堂駅北口	326-102	世田谷区宮坂三丁目11番12号先	○	東西南北	7:00	21:00	○	○	○	♪ピヨピヨ	○	×	東西:♪カッコウ 南北:♪ピヨピヨ
10	北沢	下北沢駅入口	336-041	世田谷区北沢2丁目5番10号先	○	東西	8:00	20:00	×	○	○	♪ピヨピヨ	×	×	
1	玉川	二子玉川駅		世田谷区玉川三丁目17番1号先	○										
2	玉川	駒沢		世田谷区駒沢四丁目18番16号先	○										
3	玉川	尾山台駅前	327-23	世田谷区等々力五丁目6番7号先	○	2方向	7:00	20:00	×	○	○	-	×	×	169-G-4 ♪ピヨピヨ ♪カッコウ
4	玉川	神学院下	327-44	世田谷区用賀一丁目12番先	○	東西	7:00	20:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	×	147-A-4 用賀中町通り
5	玉川	等々力三丁目	327-50	世田谷区等々力四丁目24番8号先	○	2方向	7:00	20:00	×	○	○	-	×	×	169-F-1 ☆都道:目黒通り横断 ♪ピヨピヨ ♪カッコウ
6	玉川	野毛公園前	327-64	世田谷区中町一丁目9番8号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪ピヨピヨ	×	×	174-E-4 ☆都:環八横断 2箇所
7	玉川	区立ひまわり荘	327-83	世田谷区上用賀六丁目3番6号先	○	2方向	7:00	20:00	×	○	○	-	×	×	121-C-1 ♪通リゃんせ ♪故郷の空

世田谷区内の視覚障害者用音響式信号機設置状況【現況調査資料】

調査：平成22(2010)年8月  
更新：令和5年4月

別紙

No.	警察署名	交差点・横断路名 ※・警視庁のリスト(H29年11月)には掲載なし 《 》は区で追記	決定番号 (警視庁)	住所	信号機 (有無)	横断路の 方向	音響作動時間		音響の作動方式		音響1 (有無)	音響2 (曲)	歩行者用 横断時間 表示(有 無)	エスコート ゾーンの有 無 (交差点の 箇所数)	備考
							開始	終了	自動	盲人用押 ボタン					
8	玉川	奥沢駅前	327-120	世田谷区奥沢三丁目31番1号先	○	2方向	6:30	21:00	×	○	○	—	×	×	177-J-1 ☆都道:自由通り ♪ビヨビヨ ♪カッコウ
9	玉川	上野毛まちづくりセンター	327-131	世田谷区中町二丁目35番9号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	163-B-5 等々力通り 2箇所
10	玉川	用賀神社前	327-155	世田谷区用賀二丁目35番13号先	○	2方向	6:00	22:00	×	○	○	—	×	×	135-F-4 ♪通リゃんせ ♪故郷の空
11	玉川	用賀駅前	327-157	世田谷区用賀二丁目39番17号先	○	2方向	8:00	20:00	×	○	○	—	×	×	135-D-4 ☆都道:南北 ♪ビヨビヨ ♪カッコウ
12	玉川	桜町小学校西	327-161	世田谷区用賀一丁目14番先	○	南北	8:00	20:00	×	○	○	♪故郷の空	×	×	146-I-2
13	玉川	桜新町駅前	327-170	世田谷区新町二丁目38番14号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	123-G-3 ☆都道
14	玉川	吉沢橋	327-180	世田谷区鎌田三丁目19番1号先	○	南北	5:00	21:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	153-G-3 ☆都道
15	玉川	尾山台駅入口	327-186	世田谷区等々力四丁目24番17号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	164-F-5 ☆都道
16	玉川	玉川税務署裏	327-191	世田谷区上野毛三丁目26番39号先	○	南北	7:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	162-B-5
17	玉川	用賀駅入口	327-192	世田谷区用賀四丁目1番1号先	○	2方向	7:00	22:00	×	○	○	—	×	×	135-F-2 ☆都道 ♪ビヨビヨ ♪カッコウ
18	玉川	二子玉川交番前		世田谷区玉川二丁目21番先											
1	成城	千歳烏山駅入口	328-2	世田谷区南烏山四丁目12番12号先	○	2方向	8:00	20:00	×	○	○	—	×	×	東西:♪故郷の空 南北:♪通リゃんせ 旧甲州街道(表示板なし。9月施工)
2	成城	烏山総合支所入口	328-10	世田谷区北烏山六丁目10番3号先	○	南北	8:00	20:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	×	甲州街道と烏山通り
3	成城	烏山町下宿	328-11	世田谷区南烏山三丁目25番15号先	○	南北	8:00	20:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	甲州街道と千歳通り 青信号延長用スイッチ
4	成城	船橋町		世田谷区船橋一丁目38番12号先	○										
5	成城	成城	328-19	世田谷区成城二丁目15番1号先	○	南北	7:00	21:00	×	○	○	♪故郷の空	×	×	
6	成城	八幡山駅前	328-42	世田谷区上北沢二丁目1番7号先	○	2方向	7:00	20:00	×	○	○	—	×	×	東西2か所:♪ビヨビヨ 南北:♪カッコウ 赤堤通り
7	成城	烏山総合支所南	328-47	世田谷区南烏山六丁目22番17号先	○	2方向	7:00	20:00	×	○	○	—	×	×	東西:♪故郷の空 南北:♪通リゃんせ 旧甲州街道と烏山通り
8	成城	世田谷清掃工場前		世田谷区大蔵一丁目1番1号先											
9	成城	成城駅南	328-61	世田谷区成城二丁目39番7号先	○	南北	7:00	21:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	×	
10	成城	千歳中学校前	328-78	世田谷区千歳台六丁目15番1号先	○	南北	7:00	9:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	×	音響作動時間②15:00~7:00
11	成城	上北沢駅入口第三	328-80	世田谷区上北沢四丁目18番19号先	○	南北	8:00	22:00	×	○	○	♪ビヨビヨ	×	×	甲州街道

世田谷区内の視覚障害者用音響式信号機設置状況【現況調査資料】

調査：平成22(2010)年8月  
更新：令和5年4月

別紙

No.	警察署名	交差点・横断路名 ※・警視庁のリスト(H29年11月)には掲載なし 《 》は区で追記	決定番号 (警視庁)	住所	信号機 (有無)	横断路の 方向	音響作動時間		音響の作動方式		音響1 (有無)	音響2 (曲)	歩行者用 横断時間 表示(有 無)	エスコート ゾーンの有 無 (交差点の 箇所数)	備考
							開始	終了	自動	盲人用押 ボタン					
12	成城	南烏山五丁目	328-85	世田谷区南烏山五丁目3番8号先	○	2方向	8:00	20:00	×	○	○	—	×	×	東西：♪故郷の空 南北：♪通リゃんせ
13	成城	北烏山九丁目	328-89	世田谷区北烏山六丁目11番先	○	東西	7:00	20:00	×	○	○	♪ピヨピヨ	×	×	烏山通り
14	成城	千歳船橋駅ガード北	328-91	世田谷区桜丘五丁目47番23号先	○	南北	7:00	21:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	×	
15	成城	松葉通り高速下	328-93	世田谷区北烏山三丁目26番27号先	○	2方向	7:00	20:00	×	○	○	—	×	×	東西2か所：♪ピヨピヨ 南北：♪カッコウ 中央自動車道路高架下と松葉通り
16	成城	烏山駅前第二	328-107	世田谷区南烏山六丁目29番1号先	○	南北	7:00	21:00	×	○	○	♪通リゃんせ	×	×	旧甲州街道
17	成城	都立松沢病院前	328-156	世田谷区上北沢二丁目1番1号先	○	東西	7:00	20:00	×	○	○	♪ピヨピヨ	×	×	赤堤通り
18	成城	烏山駅南	328-158	世田谷区南烏山五丁目16番先	○	東西	8:00	20:00	×	○	○	♪故郷の空	×	×	
19	成城	烏山総合支所前	328-170	世田谷区南烏山六丁目22番14号先	○	東西	7:00	20:00	×	○	○	♪ピヨピヨ	×	×	烏山通り
20	成城	国立成育医療センター前	328-198	世田谷区大蔵二丁目10番1号先	○	2方向	7:00	20:00	×	○	○	♪ピコン ピコン(電子音)	×	×	東西 南北
21	成城	砧総合支所前		世田谷区成城六丁目3番11号先	○	東西	7:00	22:00	×	○	○	♪ピヨピヨ	×	×	南側の横断歩道のみ(駅側から砧支所分庁舎まで) 押しボタンの音量が小さいが近隣との調整によるものと砧街づくり課よりきく。
						南北	7:00	22:00	×	○	○	♪ピコンピコン(電子音)	×	×	H25.11.25より運用開始。 東側の横断歩道のみ(砧支所分庁舎から砧支所まで)
22	成城	塚戸小学校入口		世田谷区千歳台五丁目7番12号先											
23	成城	祖師ヶ谷大蔵駅南		世田谷区砧八丁目8番21号先											
24	成城	千歳台六丁目		世田谷区千歳台六丁目16番先											
1	高井戸	久我山盲学校前		世田谷区北烏山四丁目36番14号先	○	南北	8:00	17:00	×	○	○	♪ピヨピヨ	×	○	下本宿通り
2	高井戸	松原青果出張所北		世田谷区上北沢五丁目2番1号先	○	南北	7:00	21:00	×	○	○	♪故郷の空	×	×	高速4号新宿線高架下
計					72				4	59	62		3	14	

【音声の種類】  
♪ピヨピヨ ♪カッコウ ♪通リゃんせ  
♪故郷の空 ♪ピコンピコン(電子音)

令和5年4月28日  
土木部工事第一課  
工事第二課

### 区内の交通環境・設備等の整備・改善について

昨年度、“連合世田谷地区協議会”（※1）より世田谷区長あてに、2022－2023年度「政策・制度（基本）要求」がありました。

様々な区政への要望の中に、「区内の交通環境・設備等の整備・改善」について、次の6項目の要望があり、担当課にて各々回答しております。

要望の詳細と区の回答を綴っておりますので、警察の皆様のご検討をお願い申し上げます。  
（回答は8、9ページ）

- 1 世田谷区新町2丁目付近 都道427号線新町2丁目交差点の歩行者用信号の早切りについて
- 2 世田谷区若林1丁目付近 都道318号線（環状七号線）と都道3号線（世田谷通り）若林交差点の右折矢印信号の延長について
- 3 世田谷区上野毛1丁目 国道466号線（環状八号線）と上野毛通りの上野毛駅前交差点における右折誘導線の道路標示と歩行者用信号の早切りについて
- 4 世田谷区中町5丁目付近 用賀中町通り神学院下交差点から中町4丁目交差点区間のガードレールの設置について
- 5 世田谷区深沢1丁目38付近 深沢学園通り環七方向における停止線の引き下げについて
- 6 国道246号線（玉川通り）バス専用レーン時間帯の駐車車両取締り強化について
- 7 世田谷区経堂2丁目1 都道118号線（調布経堂停車場線）経堂駅前信号の改善について
  - （1）信号調整の再度検討について
  - （2）車両側信号機の時間延長について
- 8 世田谷区三軒茶屋『三軒茶屋』交差点渋滞解消対策について
  - （1）歩車分離式信号機への変更について
  - （2）信号サイクルの変更について

9 世田谷区茶沢通り（区道）代沢十字路～三軒茶屋間の駐車車両取締り強化について

- ※1 “連合世田谷地区協議会”とは、日本労働組合総連合会東京都連合会（連合東京）を構成する組織の一つである29地区協議会の内、世田谷地区を担当する協議会。

## 1. 世田谷区新町2丁目付近 都道427号線新町2丁目交差点の歩行者用信号の早切りについて（新規）

当該交差点は昼夜を問わず横断歩行者が多く、都道427号線を世田谷通り方向より走行してきた際、右左折しづらい状況が常に発生していることから、歩行者用信号の早切りを要望いたします。



## 2. 世田谷区若林1丁目付近 都道318号線（環状七号線）と都道3号線（世田谷通り）若林交差点の右折矢印信号の延長について（新規）

当該交差点を都道318号線（環状七号線）内回りから都道3号線（世田谷通り）を登戸方面へ右折する際、右折矢印信号が短いため右折車が滞留し環状七号線が渋滞することもあります。右折矢印信号の延長または、車両感知器による信号制御の導入を要望いたします。





## 5. 世田谷区深沢1丁目38付近 深沢学園通り環七方向における停止線の引き下げについて（新規）

当該交差点の路地よりバスは深沢学園通りを駒八通り方向へ左折するため、信号に従い停止線で停車している車両により通行が困難な状況となっているため、停止線の引き下げを要望いたします。

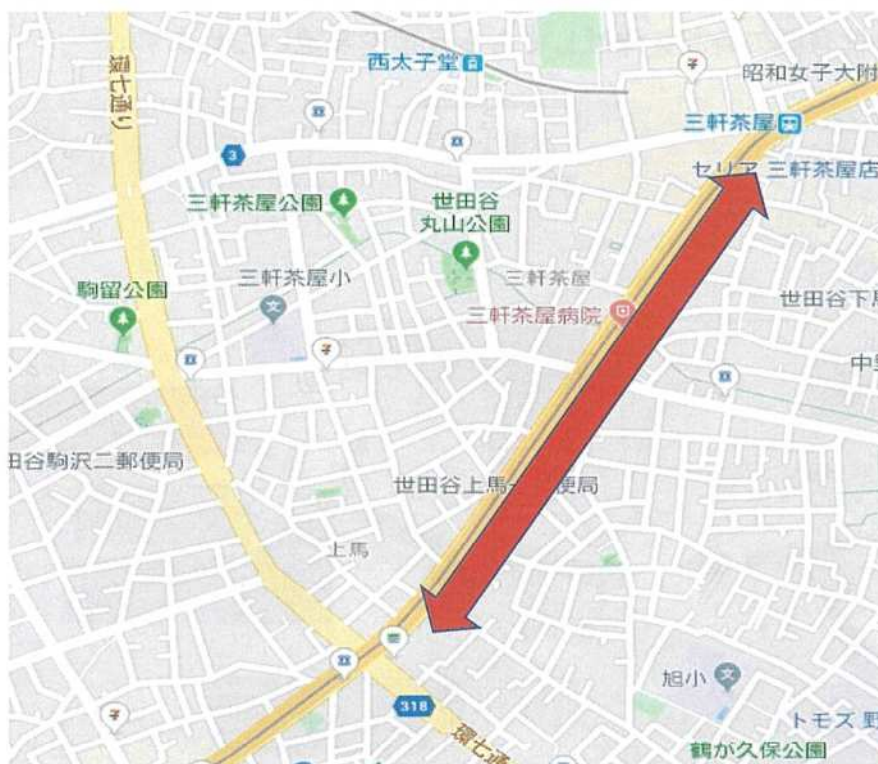




## 6. 国道 246 号線（玉川通り）バス専用レーン時間帯の駐車車両取締り強化について

バス専用レーンであっても駐車車両のため有効活用できていません。国道 246 号線（玉川通り）下り方向三軒茶屋交差点から上馬交差点にかけ、バス優先時間帯であっても路上駐車が目立っております。

バス専用時間帯の 7 時～9 時 30 分、17 時～19 時の間、警察車両での巡回を求めます。



## 7. 世田谷区経堂 2 丁目 1 都道 118 号線（調布経堂停車場線） 経堂駅前信号の改善について（継続）

- (1) 経堂駅ロータリーに入る際、左折車が左折し終えないと後続の直進車及びバスは直進方向へ進めません。原因は横断歩道が赤信号に変わっても歩行者が信号無視や駆け足横断をするため、左折車が左折困難となっています。左折車を後方で待っていると右折レーンから割り込み直進する車も多く見受けられます。また、赤堤小学校方向から経堂駅方向へ進入する車は進入余地が少ないため右折困難となっています。

前回の要望において、若干の信号調整をおこなっていただきましたが大きな改善には至っておらず再度検討を要望いたします。

- (2) 経堂駅ロータリーより赤堤小学校方向へ左折する際、歩行者信号が赤になると間もなく車も赤になってしまうため、左折ができず経堂駅ロータリー西側から渋滞が発生します。

前回の要望において信号調整をおこなっていただきましたが、交通に対しての改善には至っておりません。以前の回答では、歩車分離式にすると人が滞留してしまうとの事で見送りにされましたが、分離式が不可能であれば、車両側信号機の時間を伸ばしてもらう事を要望いたします。



## 8. 世田谷区三軒茶屋『三軒茶屋』交差点渋滞解消対策について（継続）

### （1）歩車分離式信号機への変更について

茶沢通り（区道）より『三軒茶屋』交差点を国道 246 号線（玉川通り）下り方向へ進行する際、国道 246 号線（玉川通り）上り方向への左折車が歩行者横断のため中々左折ができず、国道 246 号線（玉川通り）下り方向直進車も先へ進めません。また左折車に痺れをきらせ逆走する車両も見受けられるため非常に危険です。茶沢通りの慢性的な渋滞解消のためにも継続し歩車分離式信号機への変更を要望いたします。

### （2）信号サイクルの変更について

国道 246 号線（玉川通り）側道上り方向『三軒茶屋』交差点の青信号時間が短いこと、また路上駐車車両の影響もあり進める車両の数が極端に少なく慢性的な渋滞を引き起こしています。継続し青信号点灯時間の延長を要望いたします。





### 9. 世田谷区茶沢通り（区道）代沢十字路～三軒茶屋間の駐車車両取締り強化について（継続）

当該道路はバスが通行するには決して広くなく、また路上駐車車両も多いため、運行に支障を来すことが多々あります。継続し駐車車両の取締り強化を要望いたします。



## 連合世田谷地区協議会 2022-2023 年度「政策・制度（基本）要求」（別紙）

### 5 まちづくり（工事第一課、工事第二課）

#### （2）円滑で安全な交通

④区内の交通環境・設備等の整備・改善を行うよう、国や東京都、警視庁に要望すること。  
具体的には、別紙のと通りの要望とすること。

- 1 世田谷区新町 2 丁目付近 都道 427 号線新町 2 丁目交差点の歩行者用信号の早切りについて（新規）

信号機の管理は、交通管理者である警察の管理となるため、ご要望内容を所轄警察署に伝えてまいります。（工事第二課）

- 2 世田谷区若林 1 丁目付近 都道 318 号線（環状七号線）と都道 3 号線（世田谷通り）若林交差点の右折矢印信号の延長について（新規）

信号機の管理は、交通管理者である警察の管理となるため、ご要望内容を所轄警察署に伝えてまいります。（工事第一課）

- 3 世田谷区上野毛 1 丁目 国道 466 号線（環状八号線）と上野毛通りの上野毛駅前交差点における右折誘導線の道路標示と歩行者用信号の早切りについて（新規）

交通規制の路面標示や信号機の管理は、交通管理者である警察の管理となるため、ご要望内容を所轄警察署に伝えてまいります。（工事第二課）

- 4 世田谷区中町 5 丁目付近 用賀中町通り神学院下交差点から中町 4 丁目交差点区間のガードレールの設置について（新規）

ご要望されている箇所について、現地の調査を行い横断抑止柵などの安全対策について検討してまいります。（工事第二課）

- 5 世田谷区深沢 1 丁目 38 付近 深沢学園通り環七方向における停止線の引き下げについて（新規）

交通規制の路面標示は、交通管理者である警察の管理となるため、ご要望内容を所轄警察署に伝えてまいります。（工事第二課）

- 6 国道 246 号線（玉川通り）バス専用レーン時間帯の駐車車両取締り強化について

駐車車両の取り締まり強化を所轄警察署に伝えてまいります。（工事第二課）

- 7 世田谷区経堂 2 丁目 1 都道 118 号線（調布経堂停車場線）経堂駅前信号の改善について（継続）

（1）信号調整の再度検討について

(2) 車両側信号機の時間延長について

信号機の管理は、交通管理者である警察の管理となるため、改めてご要望内容を所轄警察署に伝えてまいります。(工事第一課)

8 世田谷区三軒茶屋『三軒茶屋』交差点渋滞解消対策について(継続)

(1) 歩車分離式信号機への変更について

(2) 信号サイクルの変更について

信号機の管理は、交通管理者である警察の管理となるため、改めてご要望内容を所轄警察署に伝えてまいります。(工事第一課)

9 世田谷区茶沢通り(区道)代沢十字路～三軒茶屋間の駐車車両取締り強化について(継続)

駐車車両の取り締まり強化のご要望を改めて所轄警察署に伝えてまいります。(工事第一課)

令和 5 年 4 月 2 8 日  
交通安全対策連絡会

区内警察署交通課長 各位

世田谷区土木部  
交通安全自転車課長 村田 義人

自転車ナビマーク・ナビライン整備箇所における  
維持管理の取組みについて（依頼）

日頃より区民の交通安全の推進に取り組んでいただき、ありがとうございます。

区内各警察署では、自転車の通行すべき部分、進行すべき方向を示す自転車ナビマーク・ナビラインの整備による自転車交通の整序化に積極的に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。

区といたしましても、駅周辺や主要な区道において、令和 4 年度は約 5 k m の自転車ナビマーク・ナビラインの整備を実施いたしました。

自転車通行空間の整備は、自転車の通行方法を明確にすることで、自転車利用ルールの遵守による安全性や快適性の向上に一定の効果があり、ネットワークとして整備することで自転車の交通事故の抑制に繋がっていくと考えております。

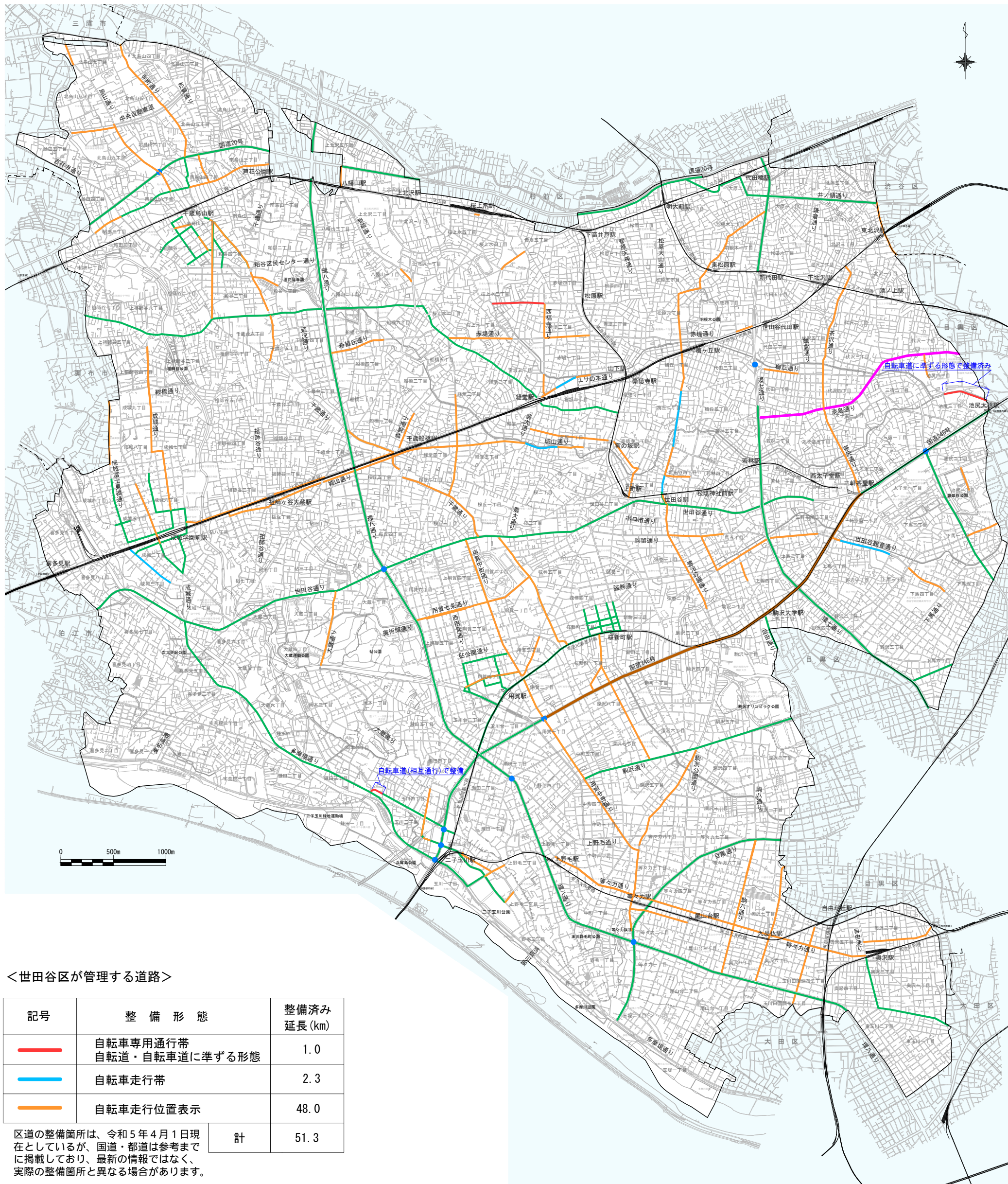
今後、さらなる安全性や快適性の向上に向けて、「世田谷区自転車ネットワーク計画」に基づく積極的な計画の推進と共に、これまで整備してまいりました箇所の維持管理が課題となってまいります。特に自動車交通量の多い路線においては、自転車ナビマーク・ナビラインの塗装が剥げ、薄くなっているものが散見されております。

つきましては、警察署施工による自転車ナビマーク・ナビマークの維持管理について、適宜ご対応いただき、安全安心な自転車利用環境整備について、引き続き、ご理解、ご協力のほど、お願いいたします。

担当：世田谷区土木部交通安全自転車課 大関  
電話 03-6432-7967

# 自転車通行空間整備箇所図

令和5年4月1日現在



## <世田谷区が管理する道路>

記号	整備形態	整備済み延長 (km)
	自転車専用通行帯 自転車・自転車道に準ずる形態	1.0
	自転車走行帯	2.3
	自転車走行位置表示	48.0
	計	51.3

区道の整備箇所は、令和5年4月1日現在としているが、国道・都道は参考までに掲載しており、最新の情報ではなく、実際の整備箇所と異なる場合があります。

## <国・東京都が管理する道路>

	国道246号 (三軒茶屋～用賀一丁目交差点 : 約3.8km)
	都道淡島通り (約2.1km)

## <交通管理者による整備 (H30まで)>

	交通管理者による整備 (自転車ナビマーク, ナビライン)
--	------------------------------

※ 交通管理者による実績はH30.3末現在のデータによる。



令和5年4月28日  
交通安全対策連絡会

## 交通安全区民のつどいについて（報告）

交通安全区民のつどいについて、現時点の状況を以下のとおり報告します。

### 1 5年度 交通安全区民のつどいに関する概略

- ・ 実施日、実施場所は調整中
- ・ 施設との調整完了後、区と幹事署で詳細を調整
- ・ 区と幹事署との詳細調整後、区と4警察署（交通総務係長）による打合せ（具体的な日程は今後連絡）

### 3 新型コロナウイルス感染症対策

- ・ 内閣官房による「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を受け定めた、区主催等イベントの対応方針（令和5年3月3日付け）に基づき対策を講じる
  - 1) 基本的な感染対策（換気・手指消毒等）を引き続き実施する
  - 2) マスクの着用は個人の判断に委ね、着脱を強いることがないよう留意
  - 3) 高齢者等、重症化リスクが高い人の感染リスクに配慮する
- ・ 上記対策は、令和5年5月8日以降の5類移行により内容変更となる場合がある
- ・ つどい開催時期の感染対策及び感染状況を考慮して対応する

### 4 令和6年度の交通安全区民のつどいについて

- ・ 実施候補日：令和6年8月31日（土）、9月7日（土）、9月14日（土）
- ・ 会場候補：玉川区民会館ホール（せせらぎホール）、砧区民会館ホール（成城ホール）

### 5. 区民のつどい以外での交通安全イベントに伴う区施設の利用ルールについて

- ・ イベント実施の予定があり、区施設を使用する場合、交通安全自転車課へ連絡
- ・ 空き状況を確認の上、予約手続きを行う
- ・ 区民ホールは利用希望日の6か月前までは予約できない
- ・ 区民優先利用枠が設定されている日は、公用利用はできない

土木部 交通安全自転車課 平倉、宮下